

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。

再審制度は三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済するための最終手段である。冤罪の発生を防ぐことはもとより、不幸にして冤罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

この再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、昭和24年に刑事訴訟法が施行されて以来、70年以上にわたり一度も改正がなされておらず、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範囲な裁量に委ねられている。

このことにより、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれかねない状況である。また、過去の冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになったように、現行法では証拠開示について明文化された規定はなく、裁判所によって証拠開示の範囲に差が生じている。

これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官抗告による手続の長期化が課題として挙げられる。

よって国においては、これらの課題を踏まえて必要な検討を進めた上で、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鴻巣市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
法務大臣 殿